## 主 文 本件各控訴を棄却する。 由

被告人Aの弁護人小田原親弘の陳述した控訴趣意は、記録に編綴の同弁護人名義 の控訴趣意書の記載と同じであり、被告人Bの弁護人丸岡奥松の陳述した控訴趣意 は同じく同弁護人名義の控訴趣意書の記載と同じであるから、いすれもこれを引用

小田原弁護人の控訴趣意一(共犯に関する事実誤認の主張)について。

しかし、原判示事実は原判決挙示の証拠によりこれを肯認し得るのであつて、記録を精査しても原判決の右事実認定に過誤あることを疑うべき事由は存しない。 即ち、差し戻し後の原審(昭和三三年三月三一日公判)における被告人Bの供述、被告人Bの検察官に対する昭和三三年一月一四日附、同一六日附、同二六日附 各供述調書、原判決挙示のC等六三名提出の貯金通帳写附答申書八八通(差し戻し 前の記録一五四丁乃至一七八丁、三二九丁乃至二九一丁)、及び原審押収の普通貯金通帳、入金伝票、貯金払戻金請求証、貯金払戻票等合計一一七通(証一号乃至一一七号)、貯金台帳八冊(証一一八・一二一・一二二・一二六・一三五乃至一三七 号)に徴すれば、当時原判示農業協同組合の会計係職員(貯金係)であつた被告人 Bは会計係主任であった被告人Aと昭和二五年春頃かの情交関係を結ぶに至つた が、関係が深くなるにつれて、被告人Aは被告人Bに対し、自分は独立して青森で 商売を始めるつもりで、不幸なお前を幸福にしてやりたいが、先立つものは金だといい、遂に、預金の受払いの時入金伝票に差額をつけ、出金伝票に水増しを書い て、その差額だけの入金伝票を起して渡してくれ、金を都合するからと打明けられ、情交関係のできた被告人Bはこれを断わることができず、会計事務に経験のな かつた被告人Bも従来同組合の会計事務が乱雑なやり方だとみていたので、これを 引受けることを承諾し、間もなく同年――月初めからやりはじめたものであるこ 右の如くごまかすについても、預金の受払いを請求する組合員はいつ来るか判 らないし、組合の手持現金や組合の必要出費をも考合わせて、その時期をみなけれ はならないのであるが、右の如くごまかして金を作る場合は、大体被告人Aがその 都度被告人Bに対し、今度誰から幾ら貸してくれと頼まれたから作つてくれと言つ た具合に申入れがあつんものであつて、その金額は二、三万円から多い時は一〇万 円のものであったこと、右全をごまかすからくりの方法というのは、組合員が預全 円のものであつたこと、右金をごまかすからくりの方法というのは、組合員が預金 に来ると、貯金係の被告人Bがその通帳と組合備付の貯金台帳とには実際の預入金 額を記入し、入金伝票は起さなかつたり、或は実際の預入金額より少い金額を記載 した入金伝票及びこれと実際の預入金額との差額だけの金額の何の仕訳もしない入 金伝票を作成起票して、この二枚の伝票と通帳及び現金とを会計係主任被告人Aに 手渡し、被告人Aはその通帳の証印欄にAの印を押してこれを被告人Bに返すので 他方払戻しの場合は被告人Bが組合員の通帳と組合備付の貯金台帳とには実 際の払戻金額を記入し、出金伝票(はじめは貯金払戻請求証、後に貯金払戻票と名 称が変つた、貯金払戻金受領証をもつて代用したこともある)には実際の払戻金額より水増しをした金額を記載(本来は請求者が記載すべきものであるが、事実上被 告人Bが代つて記載していたのである)した出金伝票及びこれと実際の払戻金額と の差額だけの金額の何の仕訳もしない入金伝票を作成起票して、この二枚の伝票と 通帳とを被告人Aに手渡し、被告人Aは通帳の証印欄にAの印を押して、これと実際の払戻金額の現金とを被告人Bに渡すのであり、又被告人Aが出帳等不在の時は、右会計主任被告人Aの現金受払い事務を貸付係兼庶務のDが代つてすることも あつたが、多くは被告人B自身が代つてやつていたので、その場合被告人Bは前同 様の二枚の伝票を作成起票し、通帳の証印欄にはBの印を押して、現金の受払いを 一日の終りに現金と伝票を大金庫に蔵つて、大金庫の鍵はDがしていたこと、 伝票に基いて記入する日記帳、仕訳帳、元帳等の帳簿への記入は被告人A自身が一 切人に任せずに必ず自らやり、日記帳は数日分を一括して記入し、出張する場合は 未整理の伝票は中金庫に蔵って出かけたものであり、前記差額だけの金額の何の仕 訳もしない空の入金伝票の分は日記帳等の帳簿には全然記入しないのであるが、そ の分の現金を被告人Aが取つて不用になつた右空の入金伝票を被告人Aが破いているのを被告人Bはよく見かけたこと、被告人Bは被告人Aが右現金を取るところは 見たことはないが、被告人B自身は被告人Aの出張不在の場合でも直接現金を取つ たことはないこと、会計監査については被告人Aから被告人Bに対し元帳と残高を 合わせるよう書抜きをして置いてこれを監査員に渡し、預金台帳は絶対に見せぬよ うにと指示があつて、そのようにしてきて、いつの監査も無事通つてきたこと、か

くて、昭和二五年一一月三日頃から昭和二九年一一月二〇日頃までの間に、預入れ の場合は計三六回で一六万六千百円、払戻しの場合は計八七回で五五万六千三百六七円四七銭合計七二万二千四百六七円四七銭をごまかしたものであること、社告人 Bが同組合に入つた当時の被告人Aの同組合への預金は四、五万円であつたが、右 のからくりをはじめてからその額を増し、多い時には四、五十万円になり、又被告 人Aは被告人Bに時々小遣いをくれ、一緒に温泉等へ出かけたりしてその費用は被 告人Aが払い、なお被告人Bは被告人Aの金貸しの仲だちをするようになつたが、 被告人Aの日常生活は粗末な服装をしていて、多額の預金等のあることは妻にも話さなかつたようであること、被告人Bは被告人Aとの関係が深くなるにつれ、組合 の金のごまかしも多くなつたが、次第に堪えられなくなつて、被告人Aから離れよ うとすると、被告人Aは人前もはばからず泣きつき、妻を離婚するからというので、一緒に訪れたが、必ずしもその様な様子は見えず、しかるに被告人Aは被告人Bを連出して、夫婦になれぬなら一緒に死んでくれと激しく言寄つたこと、被告人 Bは盲腸の手術後睡眠薬を飲むようになり、昭和三〇年その飲み過ぎで自殺未遂と 騒がれたが、間もなく検挙となり、困つた時に助けてくれて世話になった組合に 迷惑をかけたくなく、家族の多い被告人Aも気の毒で、自分一人ですむことならと 思い、自分単独でやつたと自供してきて裁判を受けたが、被告人Aは三〇万円を弁 償すると約束しながら弁償もしないで他人に迷惑をかける誠意なさと、被告人Bが 世話になつてきたEとその家族が世間からあんな女を世話してうまい汁を吸つてい たとみられているのが堪えられない気持から、真実を述べる気になつたものである こと、以上の各事実が認められる。

論旨は、被告人Bの供述に真実性を認め得ない旨主張するので、この点を検討する。

であるから、被告人Aの出張不在中の分についても被告人Bの供述の真実性を肯認するに十分である。

貯金通帳の証印欄に証印の全然ないものは、Dの検察官に対する第四回供述調書に徴しても、被告人Aが出勤して事務所に居た場合でも決裁印をしなかつたことのあることが認められるから(差し戻し後の記録ニニ三丁裏)、被告人Aが証印した場合と同様に考えられるし、そうでないとしても、被告人Aとの共同犯行である旨の被告人Bの供述の真実性には何等の消長をきたさない。

因みに、原審において、被告人Aが被告人Bに対し、自分の出張不在中も伝票二枚作つていたのかと反問するや、被告人Bは、聞くまでもなく知つていることでしょう、先程述べたとおり伝票を起していたと答えているほどてある(差し戻し後の

記録二〇七丁表)。

尤も、Iの始末書(差し戻し前の記録一一〇丁)、Nの答申書(同上一一一丁)、Oの答申書(同上一一二丁)、Pの答申書(同上一一三丁)、Hの司法警察員に対する供述調書(同上一一四丁以下)、Eの司法警察員に対する供述調書(同上一一八丁以下)、Qの始末書(同上一二四丁)、Iの答申書(同上一二六丁)に徴すれば、被告人Bが当時買求めた電蓄、腕時計、眼鏡、指輪、カメラ、ラジオ、柱時計、洋服、布団、靴や飲食費、世話になつたEにやつた五万円、その他をみれば、合計十六・七万円ないし二十万円前後になることが認められるのであつて、

所論被告人Bがその後現在の夫と内縁の夫婦となつたことは事実であるが、前叙説明に付し、それがために所論のように夫と相談の上罪を被告人Aに被せ、自らは執行猶予の恩典に浴せんと計り、単独犯行の自供を飜して虚偽の供述をなすに至つたものとみるのが、社会通念に合するものとはいえない。所論被告人Bが自殺を計つた際被告人Aをうらむ遺書もなかつたとの点は、差し戻し前の第二審証人Rの証言に徴しても、直ちに自殺未遂とは速断できない。所論取調警察官が被告人Aにつき共犯関係を見出せなかつたからとて、前叙説明に照し、被告人Bの共犯の供述が虚偽であるとはいえない。所論本件不正を最初に発見して公にしたのは被告人Aであつて、若し共犯ならばこれを公然とせず事前に発覚を防ぐのが常識であるとの点

は、記録に徴すれば、被告人Bが睡眠薬を飲み過ぎて長く人事不省に陥った時、被告人AはBが重態であるとみて、間もなく本件不正を公にしたことが窺われるのであって、時期的にみて却つて被告人Aに対し疑惑すらなしとしない。所論共犯関係 の理由づけとみられる両名の情交関係のできたのは昭和二六年五月下旬であつて、 被告人Bが不正をはじめた昭和二五年一一月より半年余あとのことであるから、被 告人Bの単独犯行であるとする点は、情交関係の生じた時期を被告人Aの供述に求 めるものであつて、そのAの供述は前記証拠に照し信用できない。所論被告人Aが 妻を離別して被告人Bと結婚する旨を申込んだことは共犯関係のないことの証左で あるとの点は、被告人A自身が心底から被告人Bと結婚する意思はなかつた旨述べているほどである(差し戻し後の記録四〇二丁表)。

以上説明の次第で、被告人Bの供述の大綱はこれを措信するに十分であつて、被 告人Aの共犯関係を証明するに足り、原判決には所論のような事実の誤認は存しな

い論旨は理由がない。 同二(時効の主張)について。 およそ、時効の完成は当該事実が一定期間社会的に不問に附せられ、埋もれたま まであることを要件とし、公訴時効は犯罪行為の終つた時から法律の定める一定期 間の経過とともに公訴権を消滅させるもので、当該事件についてした公訴の提起に よつてその進行を停止する(刑訴法二五四条一項)。公訴の提起は当該事件につい ては検察官が明示したと否とに拘らずその事件全体について公訴の効力が及ぶけれ ども、その指定した被告人以外には及ばないのであるが(同法二四九条)、共犯の 一人に対してなした公訴提起による時効停止の効力は他の共犯に及ぶ(同法二五四 条二項)。これは公訴時効制度が人を基礎とするものではなく、事実を基礎とする 〈要旨〉点より生ずる結果である。従つて、公訴時効は犯罪事実を対象とし、犯人を 対象とするものではないから、一</要旨>定の犯罪事実が明らかになつている以上 は、検察官においてその主観的判断としては共犯があるかどうか判らず、単独犯と して公訴提起したとしても、共犯が客観的事実として存在する限り、時効の対象た る事実の関係では、共犯の一人に対してした公訴提起というに妨げないものという べきであり、その時効停止の効力は他の共犯に及ぶわけである。

本件において、昭和三〇年六月四日附起訴状では、相被告人Bの単独犯行として 公訴提起されたのであるが、被告人Aがその共犯であることが前段説明の如く認定 されるのであつて、客観的事実として共犯が存在するのであるから、右公訴提起に よる時効停止の効力は被告人Aに及ぶものであり、所論年月日の犯行部分について も時効により実質的訴訟条件を欠くものではない。

以上の次第で、原判決には所論のような違法は存しない。論旨は理由がない。 同三(量刑不当の主張)について。

所論に鑑み、記録を精査し、被告人Aの経歴、家庭事情、本犯行の動機、態様、金額、同被告人の地位役割、犯行後の事情、その他諸般の情状を検討考量するに、 原判決が同被告人を懲役一年六月に処したのを目して、重きに失し不当であるとは 認められない。論旨は理由がない。

丸岡弁護人の控訴趣意について。

所論に鑑み、記録を精査し、被告人Bの経歴、家庭事情、本件犯行の動機、態 様、金額、回数、同被告人の地位、犯行後の事情、その他諸般の情状を検討考量するに、所論の事情を参酌しても、原判決が同被告人を懲役一年に処し、所論執行猶 予の恩典を与えなかつたのを目して、重きに過ぎ不当であるとは認められない。論 旨は理由がない。

よつて、刑訴法三九六条により本件各控訴を棄却すべきものとし、主文のとおり 判決する。

(裁判長裁判官 門田実 裁判官 細野幸雄 裁判官 山田瑞夫)